

第五十一回
国会

参議院運輸委員會會議錄第二十五号

昭和四十一年五月三十一日(火曜日)

午後一時三十六分開会

出席者は左のとおり。

委員長 江藤 智君
理事 岡本 悟君
委員 金丸 富夫君
井野 碩哉君
木村 睦男君
源田 実君
谷口 慶吉君
中津井 真君
前田佳郎君
浅井 亨君
中村 正雄君
岩間 正男君
衆議院議員 田邊 國男君
修正案提出者 三木 武夫君
政府委員 運輸大臣官房長 深草 克巳君
運輸省自動車局長 坪井 為次君
事務局側 常任委員会専門員 吉田善次郎君

本日の会議に付した案件
○自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(江藤智君) ただいまから運輸委員会を

開会いたします。
自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。
○国務大臣(三木武夫君) 中村運輸大臣が海外出張中私が臨時代理をつとめることになりましたので、私から提案理由の説明を申し上げます。

たゞいま議題となりました自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案の提案理由につきましては、御説明申し上げます。

最近における原動機付自転車の普及発達は、まことに目ざましいものがありまして、昭和三十一年度末の車両数は六百七十二万台に達し、自動車の車両数に匹敵する盛況を呈しているものであります。しかしながら、このような車両数の増加は、この間における性能の改良とも相まって、原動機付自転車による人身事故の増大を招いており、昭和三十一年におきましては九万四千八人の死傷者を出すとおり、きわめて憂慮すべき事態に立ち至っているものであります。

自動車事故による被害者につきましては、すでに自動車損害賠償保障法によってこれを救済する方途を講じているのでありますが、原動機付自転車の事故による被害者につきましても、かような事故の実態にかんがみまして、同様の措置を早急に講ずることが必要であります。

このような理由から、この法律案におきましては、自動車損害賠償保障法における自動車の定義の中に原動機付自転車を含ませることによりまして、無過失責任に近い損害賠償責任、責任保険への加入強制、ひき逃げ等の被害者に対する政府の保障事業など、自動車に適用される規定を、政府の再保険事業に関する規定を除き、原動機付自転車にも適用することとし、これに伴い必要な規定を整備することといたしております。

また、責任保険の保険金額が改正された場合においては、従来は、そのときまでに契約を締結していた自動車と、保険金額変更後に契約を締結した自動車とが併存し、これがため被害者間に保険金額の不均衡を生じていたのでありますが、かかる事態の発生を防ぐために必要な措置を政令で定めることができることとする規定を新設するほか、原動機付自転車を新たに責任保険の対象とすることに伴い、自動車損害賠償責任保険審議会に関係者の参加を求めるため、その委員の定数を二名増員する等所要の規定を整備することといたしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。なお、この法律案は、衆議院におきまして修正されております。

修正の要点的第一は、農耕作業用小型特殊自動車を自動車損害賠償保障法の対象から除外することとあります。

第二は、農業協同組合及び農業協同組合連合会に自動車損害賠償責任共済の事業を認めることとあります。

第三は、この法律の施行期日を公布の日とするものであります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(江藤智君) 次に、本案に対する衆議院における修正点について、修正案提出者衆議院議員田邊國男君より説明を聴取いたします。

○衆議院議員(田邊國男君) 自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨説明をいたします。

自動車損害賠償保障法に責任共済の制度を導入すること及び農耕作業用特殊小型自動車を本法の対象から除外すること等の措置をとることが適当であると考へられますので、自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案に對しまして修正をいたしたいと思ひます。

すなわち、修正案の概要は、ただいま大臣からも御説明がございましたが、自動車損害賠償保障法に責任保険とは別個に責任共済の制度を設け、責任共済の契約が締結されている自動車は、責任保険の契約が締結されていなくても運行の用に供することができるとし、責任共済の事業は農業協同組合法による組合及び同連合会がこれを行なうこととするものでありまして、責任共済の契約の内容は責任保険と同様の内容としたものであります。

次に、農耕作業用特殊小型自動車につきましては、運行の範囲が限られており事故率もきわめて低いので、これを本法の対象から除外いたしますとともに、その他の所要の改正を行なうとするものであります。

以上であります。何とぞ修正案に御賛成をくださいますようお願い申し上げます。

○委員長(江藤智君) 本案に対する質疑は次回に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。
午後一時四十三分散会

五月二十六日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は三月四日)

一、自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案

自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案
(小字及び一は衆議院修正の部分)

自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十

条第一項、第七十八條第二項、第八十二條第一項、第十條の二第三項、第四章、第七十二條の六、
 新法第五條、第八條、第九條の三（新法第十條の二第四項）において準用する場合を含む。○及び第五十四條の八第二項及び第五十四條の四、第五十四條の五、第五十四條の六、
 条第一項の規定は昭和四十二年七月三十一日まで、
 新法第五條、第八條、第九條の三（新法第十條の二第四項）において準用する場合を含む。○及び第五十四條の八第二項及び第五十四條の四、第五十四條の五、第五十四條の六、

並びに
項及び第八十五条の規定は同年九月三十日まで
は、適用しない。

(経過規定)

第三條 農耕作業用に供することを目的として製作した小型特
殊自動車(以下「農耕作業用小型特殊自動車」という。)を自己の
ために運行の用に供する者がこの法律の施行前に当該農耕作業
用小型特殊自動車を運行し、これによって他人の生命又は身体
を害した場合における損害賠償の責任に關しては、なお従前の
例による。

2 農耕作業用小型特殊自動車に係る自動車損害賠償責任保険の
契約(以下「責任保険契約」という。)であつてこの法律の施行の
際既に締結されているものは、当該責任保険契約の保険期間の
残存期間中、保有者(改正前の自動車損害賠償保障法(以下「旧
法」という。))第二條第三項に規定する保有者(以下「旧
法」という。))第二條第三項に規定する保有者(以下「旧
法」という。))が当該農耕作
業用小型特殊自動車の運行によつて他人の生命又は身体に及ぼ
した損害の賠償責任を負ふことにより受けることあるべき損害を
てん補することを目的として、当該責任保険契約の当事者間
において締結された保険契約として存続するものとする。ただし、
保険金額については、新法第十三條第二項の規定による定め
がなされた場合においては、当該変更後の保険金額と同じ額
とする。

3 前項に規定するものを除き、同項の保険契約に係る保険関係
については、責任保険に關する新法(第二十條の二)第二項の規定
を除く。その他の法令の規定を準用する。

4 自動車損害賠償責任再保険に關する新法の規定の適用につ
いては、第二項の保険契約は責任保険契約とみなす。

第三條 原動機付自転車に係る自動車保険の契約

(被保険者が原動機付自転車の運行によつて他
人の生命又は身体に及ぼした損害の賠償責任を負
ふことにより受けることあるべき損害をてん補
することを目的とする保険契約をいう。)であつ
て昭和四十一年十月一日前に締結されたもの
(以下「旧〇〇契約」という。)の当事者は、当該原
動機付自転車につき自動車損害賠償責任保険の
契約(以下「責任保険契約」という。)が締結され
たときは、旧〇〇契約を解除することができる。

2 前項の規定により旧〇〇契約が解除されたとき
は、旧〇〇契約の保険者は、保険契約者に対して、
政令で定める金額の解約返戻金を支払わなけれ
ばならない。

3 旧〇〇契約の保険金額は、当該原動機付自転車

につき責任保険契約が締結されたときは、政令
で定める金額まで増加したものとす。

旧〇〇契約

4 旧〇〇契約の保険契約者は、当該原動機付自転
車につき責任保険契約が締結されたときは、
旧〇〇契約の保険者に対して、政令で定める金額
の支払を請求することができる。ただし、第一
項の規定により旧〇〇契約が解除されたときは、
この限りでない。

5 旧〇〇契約の保険契約者が、前項本文の規定に
よる請求をしたときは、その時以後、旧〇〇契約
の保険金額は、第三項の規定により増加した時
以前の金額に復するものとする。

6 旧〇〇契約に係る原動機付自転車につき責任保
険契約が締結された場合において、旧〇〇契約及
び責任保険契約によりてん補すべき損害が生
じたときは、まず責任保険契約による損害の
てん補を行ない、そのてん補金額が損害の全部
をてん補するに足りないときは、その足りない
金額を旧〇〇契約によりてん補するものとする。

第五條 原動機付自転車に係る自動車共済の契約(被共済者が原
動機付自転車の運行によつて他人の生命又は身体に及ぼした損害
の賠償責任を負ふことにより受けることあるべき損害をてん補
することを目的とする共済契約であつて、農業協同組合に基
づく同法第十條第一項第八号の事業を行なう農業協同組合又は
農業協同組合連合会との間に締結されたものをいう。)であつて
昭和四十一年十月一日前に締結されたもの(以下「旧共済契約」
という。)の当事者は、当該原動機付自転車につき自動車損害賠
償責任共済の契約が締結されたときは、旧共済契約を解除する
ことができる。

2 前条第二項から第六項までの規定は、原動機付自転車に係る
旧共済契約について準用する。この場合において、これらの規
定中「旧共済契約」とあるのは「旧共済契約」と「旧共済契約の保
険者」とあるのは「農業協同組合又は農業協同組合連合会」と、
「保険契約者」とあるのは「共済契約者」と、「保険金額」とあるの
は「共済金額」と、「責任保険契約」とあるのは「自動車損害賠償責
任共済の契約」と読み替へるものとする。

第六條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用につ
いては、なお従前の例による。

第七條 (運輸省設置法の一部改正)
(運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を
次のように改正する。

第四條第一項第四十二号の六の次に次の二号を加える。
四十二の七 自動車損害賠償責任共済等の共済規程に關する
処分について同意すること。
四十二の八 自動車損害賠償責任共済等に關する業務に關し、
報告をさせ、帳簿書類の閲覧を求め、又は必要な措置をと
るべきことを求めること。

第二十八條

第一項に次の一号を加える。
第二十五 自動車損害賠償責任共済に關すること。
第二十六 第一項第二号の次に次の一号を加える。
第二十七 自動車損害賠償責任共済に關すること。
(大藏省設置法の一部改正)

第八條 大藏省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を
次のように改正する。
第四條第四十号の二の次に次の一号を加える。
第四十三 自動車損害賠償責任共済等の共済規程に關する処
分について同意すること。

第十二條第一項第八号の二の次に次の一号を加える。
八の三 自動車損害賠償責任共済に關すること。
第十二條第二項中同項第八号の二の下の「及び第八号の三
を加える。
(印紙税法の一部改正)

第九條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよ
うに改正する。
第五條第九号ノ九中「(保険契約證書)の下に」並ニ同法ニ規定
スル農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ノ自動車損害賠償責
任共済ニ關シテ発スル共済掛金受取書及共済契約證書」を加え
る。

第十條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよ
うに改正する。
第五條第九号ノ九中「(保険契約證書)の下に」並ニ同法ニ規定
スル農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ノ自動車損害賠償責
任共済ニ關シテ発スル共済掛金受取書及共済契約證書」を加え
る。

第十一條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよ
うに改正する。
第五條第九号ノ九中「(保険契約證書)の下に」並ニ同法ニ規定
スル農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ノ自動車損害賠償責
任共済ニ關シテ発スル共済掛金受取書及共済契約證書」を加え
る。

第十二條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよ
うに改正する。
第五條第九号ノ九中「(保険契約證書)の下に」並ニ同法ニ規定
スル農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ノ自動車損害賠償責
任共済ニ關シテ発スル共済掛金受取書及共済契約證書」を加え
る。

第十三條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよ
うに改正する。
第五條第九号ノ九中「(保険契約證書)の下に」並ニ同法ニ規定
スル農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ノ自動車損害賠償責
任共済ニ關シテ発スル共済掛金受取書及共済契約證書」を加え
る。

第十四條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよ
うに改正する。
第五條第九号ノ九中「(保険契約證書)の下に」並ニ同法ニ規定
スル農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ノ自動車損害賠償責
任共済ニ關シテ発スル共済掛金受取書及共済契約證書」を加え
る。

第十五條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよ
うに改正する。
第五條第九号ノ九中「(保険契約證書)の下に」並ニ同法ニ規定
スル農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ノ自動車損害賠償責
任共済ニ關シテ発スル共済掛金受取書及共済契約證書」を加え
る。

第十六條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよ
うに改正する。
第五條第九号ノ九中「(保険契約證書)の下に」並ニ同法ニ規定
スル農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ノ自動車損害賠償責
任共済ニ關シテ発スル共済掛金受取書及共済契約證書」を加え
る。

第十七條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよ
うに改正する。
第五條第九号ノ九中「(保険契約證書)の下に」並ニ同法ニ規定
スル農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ノ自動車損害賠償責
任共済ニ關シテ発スル共済掛金受取書及共済契約證書」を加え
る。

第十八條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよ
うに改正する。
第五條第九号ノ九中「(保険契約證書)の下に」並ニ同法ニ規定
スル農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ノ自動車損害賠償責
任共済ニ關シテ発スル共済掛金受取書及共済契約證書」を加え
る。

第十九條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよ
うに改正する。
第五條第九号ノ九中「(保険契約證書)の下に」並ニ同法ニ規定
スル農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ノ自動車損害賠償責
任共済ニ關シテ発スル共済掛金受取書及共済契約證書」を加え
る。

第二十條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよ
うに改正する。
第五條第九号ノ九中「(保険契約證書)の下に」並ニ同法ニ規定
スル農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ノ自動車損害賠償責
任共済ニ關シテ発スル共済掛金受取書及共済契約證書」を加え
る。

第二十一條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよ
うに改正する。
第五條第九号ノ九中「(保険契約證書)の下に」並ニ同法ニ規定
スル農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ノ自動車損害賠償責
任共済ニ關シテ発スル共済掛金受取書及共済契約證書」を加え
る。

第二十二條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよ
うに改正する。
第五條第九号ノ九中「(保険契約證書)の下に」並ニ同法ニ規定
スル農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ノ自動車損害賠償責
任共済ニ關シテ発スル共済掛金受取書及共済契約證書」を加え
る。

第二十三條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよ
うに改正する。
第五條第九号ノ九中「(保険契約證書)の下に」並ニ同法ニ規定
スル農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ノ自動車損害賠償責
任共済ニ關シテ発スル共済掛金受取書及共済契約證書」を加え
る。

第二十四條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよ
うに改正する。
第五條第九号ノ九中「(保険契約證書)の下に」並ニ同法ニ規定
スル農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ノ自動車損害賠償責
任共済ニ關シテ発スル共済掛金受取書及共済契約證書」を加え
る。

昭和四十一年六月四日印刷

昭和四十一年六月六日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局